

## 土地に関する手続きをお忘れなく

### ●一定条件を満たす土地取引には届け出が必要です

区分	国土利用計画法に基づく届け出※1	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届け出※2	
取引面積	市街化区域内	2千㎡以上	5千㎡以上
	市街化調整区域内	5千㎡以上	該当しない
	非線引き都市計画区域	5千㎡以上	1万㎡以上
	都市計画区域外	1万㎡以上	該当しない
取引形態	売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済など	土地を有償で譲渡しようとする場合	
届け出義務者	権利取得者（買主）	権利譲渡者（売主）	
届け出期限	契約締結日から2週間以内	契約締結日の3週間前まで	
提出・問合せ先	総合政策課（☎025-520-5625）	都市整備課（☎025-520-5763）	

※1 届け出期限内に届け出を行わなかった場合や虚偽の届け出をした場合は、罰せられることがあります。

※2 上記の表に該当する要件のほか、都市計画法で決められた道路、公園などの施設の予定区域内にある土地を有償で譲渡しようとする場合も届け出が必要となることがあります。

### ●一定規模以上の開発行為には許可または事前協議が必要です

○許可が必要な開発行為（都市計画法） ☎都市整備課（☎025-520-5763）

区域	開発許可が必要となる面積	都市計画区域
市街化区域	千㎡以上	上越都市計画区域
市街化調整区域	面積に限らず全て対象	
非線引き都市計画区域	3千㎡以上	柿崎都市計画区域、妙高都市計画区域
都市計画区域外	1万㎡以上	

○事前協議が必要な開発行為（上越市大規模開発行為の適正化に関する条例） ☎総合政策課（☎025-520-5625）

事業の区分	面積の区分		
	都市計画区域		都市計画区域外
	用途地域	用途地域以外の地域	
1 宅地の造成（2～5の事業を目的とするものを除く）	対象外	対象外	3千㎡
2 ごみ処理施設または産業廃棄物の処理施設の設置	千㎡	千㎡	千㎡
3 一般廃棄物の最終処分場または産業廃棄物の最終処分場の設置	全て対象	全て対象	全て対象
4 スポーツ施設またはレクリエーション施設の設置	対象外	千㎡	千㎡
5 砂利、岩石、土などの採取	対象外	千㎡	千㎡

※上記の表に該当する開発行為であっても、都市計画法に基づく開発許可申請や新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱に基づく協議が必要となる開発行為などは、条例に基づく市との協議が不要となる場合があります。

### ●新潟県地価調査結果の公表

令和5年度の地価調査結果を9月20日に公表しました。公表結果は、市総合政策課や県庁のほか、県ホームページで公表しています。また、国土交通省ホームページでは、全国の地価調査結果が確認できます。



県ホームページ



国土交通省  
ホームページ

## 11月の献血バス運行日程

☎問合せ…健康づくり推進課（☎025-520-5712）

新潟県赤十字血液センターでは、献血Web会員サービス「ラブラッド」からの予約をお勧めしています。ラブラッド会員でない人や初めて献血に協力したい人も利用できます。

実施日	受付時間	会場
7日ⓧ 19日ⓧ 26日ⓧ	10:00～12:00 13:30～16:00	イオン上越店 (毎月第1火曜日と第3・4日曜日に実施)
16日ⓧ	10:00～11:30	(株)SIC桑原
16日ⓧ	13:30～15:30	えちご上越農業協同組合 本店

献血は最も身近な  
ボランティアです

詳しくは



献血キャラクター  
けんけつちゃん